



☎ & FAX 21-9090

**診療科目**

内科・小児科

**受付時間**

診療開始30分前から  
終了30分前まで

**所在地** 本町5の10の47  
(中央保健センター併設)

※お問い合わせは診療時間内に  
お願いします。

診療日	診療時間	
1月29日(日)	19時～22時	
2月5日(日)	19時～22時	
2月11日(祝)	14時～17時	19時～22時
2月12日(日)	19時～22時	
2月19日(日)	19時～22時	
2月26日(日)	19時～22時	
3月4日(日)	19時～22時	

**小児救急電話相談**

**#8000**

\*ダイヤル回線・IP電話は ☎048-833-7911

休日や夜間の子どもの急病時の対処方法等の相談が受けられます。

月～土曜日：19時～23時

日曜日・祝日・年末年始：9時～23時

**埼玉県救急医療情報センター  
県民案内電話**

**048-824-4199** (24時間対応)

県民の皆さんからの電話に応じて、  
ご希望に近い医療機関を案内しています。  
(歯科・精神科案内と医療相談は除く)

交通事故発生状況 12月 ( ) は平成23年の累計

人身事故				物損事故
件数	死者数	重傷者数	軽傷者数	件数
67 (715)	0 (4)	5 (76)	92 (867)	309 (3,001)

火災・救急統計速報 12月 ( ) は平成23年の累計

建物	2件 (35件)	急病	325件 (3,644件)
車両・船舶	0件 (1件)	交通	61件 (784件)
その他	0件 (28件)	その他	161件 (1,960件)
火災件数	2件 (64件)	救急件数	547件 (6,388件)

※上記は速報数値のため後日変更になる場合があります。

**くらしの110番情報**

**利殖商法の二次被害にご注意!**

**【相談事例】**

①以前、商品先物取引で多額の損害を被った。最近、別の会社から電話があり「海外の銀行に取引会社の隠し財産が見つかったので返金手続きができる。これには成功報酬が必要で、供託金として事前に支払ってほしい。申し込みは先着順」と言われた。信用できるだろうか。(60歳代・男性)

②国内の先物取引で損をしたことがある。「弁護士事務所」と名乗るところから電話が来て、「先物取引で損をした金額を取り戻せる」と言われた。(70歳代・男性)

**【ポイント】**

「過去に被った商品先物取引の損害を取り戻すという勧誘があるが、信用していいだろうか」といった相談が増加しています。先物取引のほかにも、社債や未公開株などで損害を被った消費者を対象に「被害を回復する」と勧誘して手数料などの金銭を支払わせる手口で、いわゆる「二次被害」のトラブルと考えられます。

**【アドバイス】**

(1)すでに倒産した会社から損金を取り戻せたという事例はありません。手数料などの名目で金銭を要求され、支払

い後に業者と連絡がつかなくなるなど、さらに被害が拡大する可能性があります。

(2)廃業した会社の関係者を名乗り、その会社と取引があった消費者を対象に勧誘するケースがみられます。過去の取引情報や個人情報何らかの理由で流出しているおそれがあります。過去に被害に遭った人は特に注意が必要です。

(3)弁護士事務所や調査事務所を名乗ったり、あたかも実在しそうな協会や支援団体を紹介したりと、消費者が信頼しそうな印象を与えて勧誘する場合があります。ですので注意が必要です。不用意に紹介された協会や団体に連絡してはいけません。

なお、弁護士以外の者が返金請求などに関与することは、弁護士法に違反するおそれがあります。

**困ったときは次の窓口へ**

県消費生活支援センター春日部

☎048-734-0999

※月々金曜日 9時30分～16時

市消費生活相談室

20ページの無料相談をご覧ください。

問合せ くらし安全課市民生活・青少年係 (内線2641)